## 弁護士による養育費相談

離婚に伴う養育費などについて、弁護士が相談に応じます。

日 時 ①4月26日 (水)、②28日 (金) 13:30~16:30

会 場 ①花見川保健福祉センター、②稲毛保健福祉センター

**対 象** 市内在住のひとり親家庭の方、離婚を考えている方(子 どもがいる方に限る)

**定** 員 各3人 **備** 考 1人50分程度

**申込方法** 4月3日月~14日 4月3日月~14日 6 6 6 6 6 7 14日 6 6 7 14日 6 6 7 14日 6 7

間こども家庭支援課 ☎245-5179 Ѭ245-5631

# 未来の科学者育成プログラム

科学館や大学、研究施設などで特殊な装置や実験器具も体験しながら科学を学びます。学習会のみ参加するコースと、学習会への参加に加えて自身の課題研究を進めるコースを選択できます。

日 程 6月17日出~来年1月13日出のうち15回程度

対 象 市内在住・在学の中学・高校生 定 員 80人程度

申込方法 5月17日 (外必着。電子申請で。応募用紙(生涯学習振興課 (新庁舎7階)で配布。ホームページから印刷も可)を、〒 260-8722千葉市教育委員会生涯学習振興課へ郵送も可。

詳しくは、「令和5年度 千葉市未来の科学者 Q

間生涯学習振興課 ☎245-5958 245-5992

# こども·若者市役所(CCFC)の 参加者募集

こども・若者市役所では、子どもや若者の目線で市の課題を見つけ、解決に向けて主体的に活動し、その成果や今後の方向性を市に提言することを目指します。市の未来を担う市民として、まちづくりにチャレンジしませんか。詳しくは、「こども・若者市役所」 Q



日 程 5月〜来年3月のうち月1·2回程度 原則、土曜日10:00〜12:30

会 場 市内の大学など

テーマ 子どもの居場所づくり、(仮称) こども基本条例など

対 象 市内在住・在学の高校・大学生など

定 員 先着30人程度

間こども企画課 ☎245-5673 Ѭ245-5547

### 特別な支援が必要な子どもの 就学説明会

日常生活や学習活動などの場面で、特別な支援 や配慮が必要な子どもの保護者を対象に、就学に ついての説明会を開催します。

詳しくは、「千葉市 就学説明会 Q

時 5月8日 (月) = 花見川・美浜区在住の方9日 (以) = 中央・稲毛区在住の方10日 (以) = 若葉・緑区在住の方

いずれも10:30~12:00 (10:00から受け付け) \*指定日に参加できない場合、他区の日程も可

会 場 市教育会館

対 **象** 来年4月に小学校入学予定の子どもがいる保護者で、発達や言葉の遅れ、友だちとの関係がうまく築けないなど、 就学に不安がある方

備 考 当日直接会場へ。駐車場の数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。 個別相談を希望する方は、説明会終了後にお申し込みください。日程調整の上、後日実施します。

間養護教育センター ☎277-1199 🕅277-1852

#### 学用品費などを援助します

# 就学援助制度

子どもが、市立小・中・中等教育学校に通う保護者または国公立小・中学校に通う市内在住の保護者で、経済的にお困りの方に学用品費などを援助します。



公立夜間中学校に就学する方は援助の制度が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

対 象 次のいずれかに該当する方

- 2022年度または2023年度中に生活保護を受給していたが、申し込み時に受給していない
- 2022年度または2023年度の市民税が非課税
- 申し込み時に国民年金保険料が免除または国民健康保 険料が減免
- ・申し込み時に児童扶養手当を受給
- 上記のほか、経済的に困難または特別の事情がある
- \*同一住所に住む方の所得の合計額が、4人家族の場合236万円(総収入約362万円)程度。家族の年齢構成などによって異なる。

申請方法 在学の学校に相談の上、申請書(各学校で配布。ホームページから印刷も可)を学校へ提出。

援助の内容や要件など詳しくは、「千葉市 就学援助 Q

間学事課 ☎245-5928 Ѭ245-5982